千葉市DV防止・支援基本計画の実施状況及び評価について

平成24年度から平成27年度までを計画期間とした現行計画は、「DVの根絶」を基本理念として、4つの基本方針、9つの施策の方向を設定し、33の施策と48の取り組みにより、DVの根絶に向けて計画的に取り組んでまいりました。計画期間の途中ではありますが、取組内容に対して、取り組んだ内容及び実績等の実施状況を確認し、自己評価した上で、現行の取組内容の次期計画への位置づけを検討しました。

第2回千葉市男女共同参画審議会

資料2-2

計画内容			実施状況			次期計画への			
基本方針	施策の方向	施策名	取組内容	目標(指標) 計画終了時	取り組んだ内容	実績等	自己評価	
		(1)子どもの頃から の人権教育の充実	■保育所(園)、幼稚園、学校などにおいて、生命・人権・人格を重んじた「人間尊重の教育」を推進する。	_	_	市内保育所(園)で保育指針に基づき人 に対する愛情と信頼感、人権を大切にす る心を育てる。	市内保育所(園)でH24~H26実施	^	継続実施
						小・中・特別支援学校の人権担当者に対 して、生命・人権・人格を重んじた人権教 育に関する研修を実施した。	小・中・特別支援学校でH24〜H26実 施	. Δ	
			■関係機関と連携して、若者を対象とした「デートDV」の予防啓発を推進する。	中学校1校 高校2校 大学3校	th ## +	中学生〜大学生を対象にしたDV予防講 座を実施した。	H24:中学2校、高校1校、大学1校 H25:中学1校、高校0校、大学3校 H26:中学1校、高校2校、大学1校		継続実施
		(2)若者に向けた啓発の実施				を開発し、中学校の職員が主体で実施で	H24 中学校向けプログラムを実施。 H25 指導案を作成。 H26 HP上に指導案を掲載	0	
	めの人権教育・ 啓発の推進						H26 中学校3校で独自にプログラ ムを実施。		
						大学、専門学校、関係各課へ配布した。	H26 リーフレットを33,000部作成し、 市内大学11校、専門学校26校 に配布並びに関係各課で配架。		
		(4)児童虐待とDVに 関する R A A A A A A A A A A A A A A A A A A	■暴力を許さない地 域社会づくりに向け て、「女性に対する 暴力をなくす運動」		_	男女共同参画センターで市民向け講座の実施した。	H25「女性のためのエンパワメント 連続講座」を実施。 H26「女性のための自己防衛講 座」を実施。	0	継続実施
			等に併せて、広報、 啓発活動を行う。				情報資料コーナーにて展示し、広報啓 発H24〜H26実施]	4年496大ル世
			■オレンジリボン キャンペーンとタイ アップして、パープ ルリボンキャンペー ンに取り組む。	_		女性に対する暴力をなくす運動の実施 (内閣府が推進する運動であり、女性に 対するあらゆる暴力の根絶と女性の人 権の尊重をうたったもの)	児童虐待防止月間(11月)のイベントと合わせて、「女性に対する暴力を無くす運動(11/12~11/25)」としてパープルリボンキャンペーンを行い、啓発活動を実施した。(詳細は下記)	0	継続実施
			■オレンジリボン キャンペーンパーンに、「で カーンパーンともの イプーンともの で アともの で アともの で 子ぞを で 子ぞで 表 を 行 の の と で の と で の と で の り と で の り と で の り と で の り と で の り る り と の る り と の る り と の る り る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る る ら る ら		_	オレンジリボン(虐待予防)キャンペーンに合わせ、パープルリボン(DV防止)キャンペーンを実施した。 ※パープルリボンプログラムは国際的な女性に対する暴力根絶運動のことで、千葉市のパープルリボンキャンペーンは国の「女性に対する暴力をなくす運動」の一環で実施している。特にパープルリボンを推進する運動にはパープルリボンキャンペーンと名付けて活動を促進している。	同主催。 市・児童虐待防止ボールペン(健全育成課)パープルリボンバッジ(男女共同参画課)を配布。 ③中央区ふるさと祭(10/19(日)中央公園)ツリー型のキルトを掲出し、来場者によるオレンジとパープルリボンを取り付けることによる意識啓発。	0	継続実施
		め究和の情 を取の情 ■すめるので、組取を表すのので、組取を表す。 ■する自状の研究	■加害者対策のための国の調査研究、他自治体での取組み、民間団体の取組みについて情報収集に努める。	-		加害者対策のための国や他自治体の取	国や他自治体の取り組み状況などについて情報収集したほか、加害者対策に取り組んでいる民間団体の情報をインターネット等で収集した。	Δ	継続実施
			■相談事例を分析 する等、被害の実態 や自立支援に関す る状況把握に努め る。		_	スーパービジョンやDV事例検討会等の機会を通して、相談事例の分析及び状況把握に努めた。	H26年度 スーパービジョン5回 DV事例検討会6回	Ο	継続実施
			■DVに関連した高 齢者虐待、障害者 虐待について、情報 収集に努める。	_		婦人相談員の定例会議で、実際に関わったDVに関連した高齢者虐待、障害者虐待のケースについて情報を共有し、意見交換を行った。	H26 婦人相談員定例会12回実施	0	継続実施

	計画内容				実施状況			次期計画への	
基本方針	施策の方向	施策名	取組内容	目標(計画策定時	(指標) 計画終了時	取り組んだ内容	実績等	自己評価	位置づけ
	3. 相談窓口の周知の強化	(6)市民や関係機関に対する広報の強化	■啓発ポスターやD Vカード、ホーム ページなどを活用 し、相談窓口に関す る必要な情報を周 知する。		_	DV相談カードを作成し、相談窓口に関する情報を周知した。 自殺対策ホームページにDVに係る相談 先を掲載した。	DV相談カードを作成して、各区保健福祉センター、図書館、公民館、市立病院などに配架した。	0	継続実施
			■保育所(園)、幼稚園、学校の職員、学校の職員、 ・児童委員、主任児童委員などに研修会を実施し、 DVの理解を深め、 被害者を早期に発 見してもらうととも に、相談窓口の周		学民び委し上記 特生主任等に は 会員 は は は は は は は は は に は に は に は に の は り に り に り に り に り に り の の の の の の の の の	小中特別支援学校の管理職対象のDV の基礎知識を含む人権教育に関する研 修を実施した。 保育所、主任児童委員を対象に研修会 の開催と相談窓口の周知した。	H24~H26 年1回実施した。 H24 保育所(園)職員対象 1回 H25 主任児童委員対象 1回	Ο	継続実施
		(7)外国人に対する 相談窓口の周知	知を図る。 ■配偶者等からの暴力に関する外国語パンフレットやちらし、ホームページなどを活用し、情報提供を行う。	_	外国語パンフ レット作成500 枚	外国人のDV被害防止のため、啓発リーフレットを作成し、ホームページで公開した。		Δ	継続実施
	4. 相談体制の の	(8)相談とと (8)相談とと (8)相談とと (9)の実 (9)の実 (10)外支 (11)かった	■男女共同参画センターや各区保健福祉センターでの相談窓口において、適切な情報提供を行う。	_	_	男女共同参画センター、各区こども家庭課、配偶者暴力相談支援センター (H25.10~)で相談を実施するとともに、 情報提供を実施した。	男女共同参画センター相談業務 ①ハーモニー相談(女性向け) 火〜金 10時〜20時 土・日 10時〜16時 ②男性電話相談の実施 金 18時30分〜20時30分 各区こども家庭課相談業務 週4日 9時〜16時30分 配偶者暴力相談支援センター 月〜金 9時〜16時	0	継続実施
			■相談者の立場に 立ち、相談者の意向 も十分理解した上 で、必要な助言を行 う。	_	_	婦人相談員が相談に応じる際、相談者 の意向や希望を尊重し、相談者が自己 決定できるよう必要な助言を行った。	婦人相談員相談業務 (各区こども家庭課配置) 週4日 9時~16時30分	0	継続実施
			■専門性の高い相談に対応できるよう、研修を実施し、二次被害防止の観点からも、相談の質の向上とスキルアップを図る。			相談に携わる職員向けの研修を実施し、 資質の向上とスキルアップを図った。	H25年度 配偶者暴力相談支援センターの開設にあたり、職員研修会を3回実施	0	検討実施
			■相談員が困った 時に相談できるよ う、スーパービジョン の充実を図る。	と回数 フェミニストカ ウンセラー	ジョンの内容 と回数 フェミニストカ	スーパービジョンを実施した他、弁護士との事例検討会を実施。 弁護士又は被害者支援団体職員等によ る個別相談を実施し、支援方針の検討を 行った。	スーパービジョン 5回 弁護士との事例検討会 6回	0	継続実施
			■外国人女性がDV の相談や生活習慣 や文化の違いにつ いて、通訳を介して 相談ができるように 関係機関と連携を 図る。	_	_	外国人女性の対応には、国際交流協会 と連携を図り、通訳を介して相談にあ たった。	相談の際、三者通訳サービスを利用 した。	0	継続実施
			ー ■高齢者や障害者 など様々な困難を抱 えるDV被害者の ニーズにあった相談 を行う。	_	_	在宅高齢者については、高齢者虐待以外の可能性(DV)を視野に入れながら、 施設入所以外の方法についても柔軟に 検討し、被害者対策を行った。	H24 虐待217件(うち配偶者によるもの26件) H25 虐待247件(うち配偶者によるもの36件) H26 虐待251件(うち配偶者によるもの38件)	0	継続実施
				_	_	各区保健福祉センターの「障害者虐待防 止センター」にて、障害者虐待に関する 通報・相談等の対応を行った。	H24 虐待24件(うち配偶者によるもの0件) H25 虐待27件(うち配偶者によるもの1件) H26 虐待41件(うち配偶者によるもの1件)	J	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		(12)男性相談の実 施	■電話により、夫婦間のトラブルやDV加害者等、男性の様々な悩みや不安について男性の専門相談員による相談を行う。	_	_	男女共同参画センターにおいて、男性電話相談を実施した。 毎週金曜日 18時30分〜20時30分	相談件数 H24:93件、H25:91件、H26:213件	0	継続実施

	計画内容 目標(指標)				実施状況			次期計画への	
基本方針	施策の方向	施策名	取組内容	目標 計画策定時	(指標) 計画終了時	取り組んだ内容	実績等	自己評価	位置づけ
	5. 安全かつ円滑な相談体制の推進	(13)行政機関等で行 う諸手続きの支援	■DV被害者が様々な相談窓口を訪れることによって疲弊を招いたり、相談漏れがないように、相談共通シートを作成し、区窓口で活用できるように整備する。	_	相談共通シートを作成し、6 区で活用		研修参加者 H24 123名 H25 139名 H26 108名	0	継続実施
			■住民基本台帳(外国人を含む)、健康保険、年金、生活保護及び児童扶養手当などの現行諸手続きが安全かつ門滑に進むようにDV関係機関対応マニュアルの改訂を行う。	_		H25.3 H20に作成された DV関係機関対応マ ニュアルを改訂をした。	H25.3DV関係機関対応マニュアルを 改訂し、区役所、保健福祉センター、 両市立病院、市役所内関係課などに 配布した。	0	継続実施
			■相談窓口において、安全確保に留意しつつ、秘密の保持の徹底につと努めます。	—		加害者への情報漏えい等に常に留意し ながら窓口業務に従事した。	<u>—</u>	0	継続実施
		(14)証明書の発行 (住民基本台帳にお ける支援措置)	■区役所に住民基本台帳における支援措置の申出のための証明書発行の受付と交付を行う。	-	_	住民基本台帳における支援措置の申出 のための証明書発行の受付を男女共同 参画センターで行った。 また、受付及び交付を区保健福祉セン ターで行った。	_	0	継続実施
		いる又抜拍直/	■こども未来局において証明書を発行する。	<u>—</u>		H25.10〜は配偶者暴力相談支援セン ターにて証明書を発行	H25 29件(H25.10~H26.3) H26 112件	0	継続実施
		(15)二次被害の防 止	■DV被害者の二次 被害を防ぐための 窓口職員を対象とし た研修会の充実を 図る。	研修会2回	研修会3回	二次被害を防ぐためのDVの知識及び心 構え等を身に付ける職員研修を実施	【再掲】 H24~H26 毎年度各区1回実施(年6回実施)	0	継続実施
	6. 自立ででででででである。 一立があめの があるや実	(16)一時保護に係る 県や関係機関との 連携	■千葉県女性サポートセンター、母子生活支援施設等と連携し、一時保護に取り組む。	_	_	各区こども家庭課が、千葉県女性サポートセンター、母子生活支援施設等と連携し、DV被害者の一時保護を行った。	ー時保護実績 千葉県女性サポートセンター H24:26件 H25:27件 H26:34件 母子生活支援施設 H24:21件 H25:11件 H26:16件	0	継続実施
		(17)民間シェルター への支援	■自立支援のため 民間シェルター等へ の支援を行う。	支援団体数O 団体	支援団体数1 団体	民間シェルターの運営を支援した。	H24〜H26 民間1団体へ運営の補助を行った。	0	継続実施
		(18)同行支援の充 実	■新しい生活準備 が安全に安心してで きるように同行支援 を実施する。	_	_	施設入所中のケース等について、婦人 相談員が必要時施設に訪問し、役所や 裁判所などへの同行支援を行った。	婦人相談員により必要時に実施した。 ※H27に予算計上し、事業化した。	0	継続実施
		(19)経済的な支援	■各種制度(手当) 等を活用し、経済面 の支援を充実する。	-	_	各区相談窓口にて、児童扶養手当等の 申請を案内するなど、経済面の支援を 行った。	職員により必要時に実施した。	0	継続実施
		าอ	■被害者の状況に 応じた就職や転職 のための相談を行 う。	-		各区相談窓口にて、被害者の状況に応 じた就労に関する相談を行った。	職員により必要時に実施した。	0	継続実施
			■ひとり親家庭を対 象とした職業訓練の 機会を提供する。		_	各区相談窓口にて、ひとり親家庭を対象 とした職業訓練の案内し、就労の支援を 図った。	母子家庭等就業・自立支援センター 相談実績(延件数) 来所 H24:526 H25:501 H26:665 電話 H24:960 H25:847 H26:446	0	継続実施
			■DV被害者に対し 市営住宅の優遇措 置入居の制度を実 施する。	_	_	DV被害者に対して、市営住宅入居の優 遇措置を実施した。	優遇措置実施実績 H24 25名 H25 18名 H26 15名	0	継続実施
			■DV被害者が民間 賃貸住宅等につい てもスムーズに入居 できるように情報提 供体制の整備を図 る。		_	DV被害者に対して、入居できる民間賃 貸住宅情報を「市すまいアップコーナー」 にて提供した。	窓口にて必要時に実施した。	0	継続実施
基本方針Ⅲ 被害者に対 する切れ目		(22)転所(園)・転 校・就学支援	■円滑な転所(園)・ 転校・就学手続きが 出来るように配慮す る。	-	_	保育所(園)については各区こども家庭 課、学校については学事課にて必要な 支援及び情報提供を行った。	別称での転所(園)、転校の許可や居 住地での入学許可などを行った。	0	継続実施
のない支援 の充実			■保育所(園)や学校での情報管理を 徹底する。	—		保育所(園)や学校において情報管理を 徹底した。	<u> </u>	0	継続実施
		(23)子どもにかかる サービスの情報提 供	■住民票がなくても 居住していることが 明らかな場合には、 適切に情報提供を 行い、居住地での予 防接種や健診等が 受けられるようにす る。	_	_	居住地の保健福祉センターにおいて、乳 幼児健康診査をはじめ、子どもの年齢に 応じた母子保健サービスや保護者の健 診等健康づくりに関する情報を提供し、 利用できるよう関係機関との連携を図っ た。	居住地で健診や予防接種などが受けられるよう居住地への依頼文の発行などを行った。	0	継続実施

	計画内容				実施状況			次期計画への			
基本方針	施策の方向	施策名	取組内容	目標 計画策定時	(指標) 計画終了時	取り組んだ内容	実績等	自己評価	位置づけ		
	7. DV被害者や その子ども達へ の事後のフォ ローの充実	(24)心身の回復支 援の充実	■男女共同参画センターの精神ところ相談やここののは表をとを活用している。 はる相談などを活用している。 はでは、のの回復にでは、のの回復にでは、 のでは、		_	男女共同参画センターの精神科医による相談やこころの健康センターの精神保健福祉相談を活用し、被害者の心身の回復を図るとともに、必要な支援及び情報を提供した。	男女共同参画センター精神科医 H26 月1回実施 延15件 こころの健康センター精神保健福祉相 談 H26 延1,866件相談 うちDV8件	0	継続実施		
			■男女共同参画センターにおいて、自助グループ等(グループ相談)によるサポートを実施する。	—	_	男女共同参画センターにて女性カウンセ ラーが同席のうえ、グループでの相談を 実施した。	H24~H26 月1回(第3水曜日)	Ο	継続実施		
		(05\D) (0 t 7 TELT	■児童相談所と連携し、子どもの心理 的ケアを検討する。	_		児童相談所の臨床心理士と連携し、必要に応じて、子どもの心理的ケアを実施した。	_	0	継続実施		
		(25)DVのある環境 で育った子どもへの ケアの充実	■DV被害者とその 子ども達の心理教 育プログラムの実施 について検討する。	心理教育プ ログラム実施 なし	心理教育プロ グラムの実施 連続講座 1回	DV被害者と子ども達の心理教育プログ ラムを実施した。	連続講座の実績 H24 高学年プログラム H25 低学年プログラム H26 低学年プログラム	Ο	継続実施		
		(26)子育て支援の充 実	■地域の母子家庭 等に母子の自立に 向けた支援、子ども たちを対象とした支 援を行う。	-	_	各区こども家庭課に、母子家庭等就業相談員兼母子父子自立支援員を配置し、DV被害から自立を図る母子等に対し、就業・自立に向けた支援や生活・子育てに関わる相談・支援を行った。	_	0	継続実施		
	8. 関係機関	(27)要保護児童対 策及びDV防止地域 協議会の運営	■要保護児童の BV被害者等につい て、市、関係機関、 関係団体等が情報 や考え方を共有し、 適切要保護児童やD V被害者等の早期 発見や適切な保護 を図る。	I	_	要保護児童対策及びDV防止地域協議 会を開催し、児童虐待やDVケースにつ いて情報共有を図り、支援内容の協議を 行った。	代表者会議 実務者会議 H24 1回 H24 18回 H25 0回 H25 18回 H26 2回 H26 18回 個別ケース検討会議 H24 147件 H25 113件 H26 127回	0	継続実施		
		(28)関係部署との連 携強化	■DV被害者支援の充実を図るために、既存の会議を活用し、関係部署との連携を図る。	DV事例検討 会の開催数 1回	会の開催数	婦人相談員が対応に困った事例について、DV事例検討会を開催し、対応について検討を行った。	実施回数 H24 2回 H25 3回 H26 6回	0	継続実施		
		(29)医療機関との連 携	■医療機関に対して、DV被害者法への情報提供の方法とや各区保健福祉センター及び男女共同参画センターにおける相談支援について周知し連携を図る。	I	マニュアル作成及び配布	DV相談カードを両市立病院に配布し、D V関係課の支援について周知を図った。 千葉県作成の医療機関マニュアルを両 市立病院をはじめとした市内医療機関等 へ配布した。		0	継続実施		
基本方針IV 連携体制の		(30)千葉県や警察と の連携	■被害者の相談や 安全確保について、 千葉県や警察と緊 密な連携・協力の下 に対応する。	Т	_	千葉県主催の会議及び研修会で相談や 安全確保について意見交換を行い、連 携を強めた。 児童虐待対応連絡会議を活用し、県警と 連携を図った。	H26:年5回 H26:年1回	0	継続実施		
整備			(31)法律 の連携	(31)法律相談機関と の連携	■市の法律相談な どにおいて、DV被害者への情報提供 の方法や各区保健 福祉センターとショウを を共同参相である について問知し、連携を図る。	_	_	DV被害者等の相談窓口の情報につい てのリーフレット等を法律相談を行ってい る各区地域振興課の窓口に配架すると ともに、必要に応じて法律相談で活用し た。	_	Ο	継続実施
		ラス ⁽ に支	■弁護士会や法テラス等とDV被害者に支援を行うために連携を図る。	П	_	法テラスと関わりのある弁護士を含む千葉県弁護士会の弁護士と事例研究など を実施し、連携を図った。	事例検討会 H25:3回 H26:6回 事例研究件数 H25:15件 H26:15件	0	継続実施		
		(32)民間団体との連 携	■幅広いDV被害者 支援を実践できるように、民間団体との 連携・協力を深め る。	_	_	千葉県主催DV被害者支援民間団体との会議に出席し、連携を図った。 市内民間シェルター設置団体と被害者支援等について連携を図った。	H26 DV被害者支援民間団体との会議に出席し、民間団体の取組内容を確認し、緊急時等の協力を依頼した。被害者支援について随時電話での情報交換の他、事業を通して連携を図った。	0	継続実施		
	9. DV被害者支援体制強化	(33)配偶者暴力相 談支援センター(仮 称)の設置	■配偶者からの暴力防止と被害者保護のための中核的機関・施設としての配偶者暴力相談支援センター(仮称)を整備する。	_	_	H25.10 配偶者暴力相談支援センター開設 H26 配偶者暴力相談支援センター運営	H26開設日時 月~金 9時~16時 相談件数 H25:726件 H26:1,871 件 被害者相談証明書 H25:41件 H26:132件	0	検討実施		

◇現行計画評価(取組内容についての評価)総括

施策数 33自己評価区分取組内容数割合取組内容数 48概ね達成…○4593.8%未達成 …△36.2%未実施 …×00.0%

◇取組内容の次期計画への位置づけ

次期計画においては、	位置づけ区分	取組内容数	割合
1. 施策として概ね同様な内容にて実施する必要性あり	継続実施	46	95.8%
2. 内容を見直して施策を実施する必要性あり	検討実施	2	4.2%
3. 必要性、効果等が乏しいため次期計画では未実施	廃止	0	0.0%